

## 臨時休講の条件について

### 【1】臨時休講の条件

次のような状況が生じた場合は、臨時休講となります。(定期試験期間中も含む)

※(3)(4)(5)(6)については、状況を考慮の上、個別に指示する。

- (1)大阪府のいずれかの市町村に特別警報(暴風・大雨・暴風雪・大雪)が発表された場合
- (2)大阪府のいずれかの市町村に暴風警報が発表された場合
- (3)近鉄南大阪線の「大阪阿部野橋」駅から「古市」駅の区間において不通となった場合  
(一部運休、延着を除く)
- (4)大阪府下で次の電車のうち3社以上が同時に不通となった場合(一部運休、延着を除く)  
(近鉄、JR西日本、大阪高速電気軌道(OSAKA METRO)御堂筋線および谷町線と四つ橋線、南海、阪急、京阪)
- (5)大阪府のいずれかの市町村に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が出された場合
- (6)学長が学生の安全確保の必要があると判断した場合

### 【2】臨時休講の条件(1)(2)(3)(4)の発生または解除の時間による授業実施の有無

- ・午前5時59分までに臨時休講の条件が解除されたとき→通常どおり授業実施
  - ・午前6時から午前8時59分間に臨時休講の条件が発生している時  
→1・2限休講
  - ・午前9時以降に臨時休講の条件が発生している時、または発生した時  
→発生した時点以降 終日休講
- ※(3)(4)については、状況を考慮の上、別途指示する場合があります。

### 【注 意】

・上記は、大学が臨時休講になる条件です。

授業がある場合の通学については、十分に注意し、各自で安全を確保してください。

・(1)(2)の場合については、IBU.netによる臨時休講の連絡は行いません。

各自、上記の条件を確認して判断してください。

・臨時休講の有無について、電話での問い合わせはご遠慮ください。

・大阪府以外からの通学する学生について

大学が臨時休講にならない状況において、在住地域に特別警報(暴風・大雨・暴風雪・大雪)、暴風警報が発表された場合、科目担当者が配慮することがあります。

※ただし、介護福祉士の厚生労働省指定科目については、いかなる理由があっても配慮することはありません。